

議第135号 呉市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について

1 制定の趣旨

令和8年4月1日に、広島県により、黒瀬川水系黒瀬川及びその支川（呉市・東広島市）が、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」といいます。）の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されることに伴い、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

2 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定の経緯

黒瀬川流域において、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化や、上流域における急速な市街化の進展などの課題に対応していくため、河川管理者によるハード対策のみならず、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う「流域治水」を加速し、早期に地域の治水安全度を向上させていく必要があることから、この度、新たに黒瀬川流域（呉市域においては郷原地域の一部）が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されることとなりました。

当該指定により、指定に係る流域内では、開発等に伴う雨水流出の増加抑制など、法的な枠組みのもとで流域全体の治水対策が一層推進されます。

3 条例の主な内容

法の規定に基づき市長が設けなければならない雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識に明示する事項並びに当該標識を設置する場所を定めます。なお、条例で定めるこれらの事項は、法において、国土交通省令で定める基準を参照して定めることとされているところ、本市の実情に市独自の基準を定めるような特段の事情もないことから、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）で定める基準と同じ内容を定めます。

（1）雨水貯留浸透施設

特定都市河川流域内で一定規模以上の開発行為等をする際には雨水貯留浸透施設（※1）の設置等が必要となり、雨水貯留浸透施設の設置が完了したときには標識を設けることとなっています。

※1 浸水被害の防止を目的として、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設

（2）保全調整池

特定都市河川流域内にある100立方メートル以上の防災調整池（※2）のうち、市長が、雨水を一時的に貯留する機能が浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときに、指定するものです。指定をしたときは、保存調整池が存する旨を表示した標識を設けることとなっています。

※2 雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの

（3）貯留機能保全区域

河川に隣接する低地その他の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土

地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを、土地所有者の同意を得た上で、市長が指定するものです。指定をしたときは、貯留機能保全区域である旨を表示した標識を設けることとなっています。

4 施行期日

令和8年4月1日

参考

1 広島県による特定都市河川流域の指定範囲（黒瀬川）



2 拡大図

